

(仮称) 新礼受ウィンドファーム事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	令和7年2月より、令和8年9月までの予定で猛禽類調査を実施しています。事業実施想定区域及びその周辺を調査地域とし、定点観察法にて調査を行っています。
			2次	現段階でどのような猛禽類が確認されているか、また、繁殖に係る飛翔など特筆すべき行動が記録されているかを参考に教示ください。	現段階でミサゴ、ハチクマ、オジロワシ、オオワシ、ハイタカ等の猛禽類が確認されています。また、ディスプレイフライトなど、繁殖に係る飛翔などが確認されています。
1-2		図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしており、さらに、令和7年6月20日には、アセス図書の継続公開に関する内容を含む「環境影響評価法の一部を改正する法律」が公布されていますので、これらのことを踏まえてご回答願います。	第3者による改変等を防ぐために、当社ウェブサイトでの図書ファイルのダウンロードや印刷について不可としていますが、縦覧期間終了後も「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30.4.1施行 R4.6.30改訂）及び「環境影響評価法の一部を改正する法律」にしたがって図書を公表する予定です。
			2次	①事業者ホームページでの公表は終了したものの、今後は環境省のホームページで公表するという理解でよろしいでしょうか。いつ頃から公表するのか、印刷及びダウンロードは可能となるのかも含めてお示しください。 ②事業者ホームページを確認したところ、縦覧終了後の公表に関する記載は見当たりませんでした。記載しているのであれば具体的な記載箇所をお示しください。記載していないのであれば、記載したほうがより分かりやすいと考えられますが、事業者の見解を伺います。	①ご認識の通りです。2025年9月上旬までには資料提供できる予定です。第3者の改変等を防ぐために印刷及びダウンロード不可のセキュリティ設定をしたのちに資料提供させていただく予定です。 ②環境省への資料提供が完了し次第、公表される環境省ホームページのURLを記載するよういたします。
1-3		相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	当社は1997年より留萌市内において風力発電所を運営しており、関係自治体、地域住民の方々との相互理解を深めてまいりました。今後も定期的な住民説明会の実施、地元商工会議所との連携、風車見学会や風力発電についての出前授業などの地域貢献策を通じて、相互理解を促進いたします。
			2次	どのような経緯から「関係自治体、地域住民の方々の相互理解を深めてきた」のか具体的に示してください。	当社は事業計画時のみならず稼働後の地域コミュニケーションも地元との共生にあたって必須と考えております。そのため、事業開始にあたっての自治体協議や地元説明、稼働後の地元イベントへの協賛などによる地域貢献、また定期的な地区長訪問による意見交換を継続してまいりました。その中で地域の活性化に繋げてほしい、新たな観光資源になれば良い、地元雇用にも期待している等のお声を頂いております。
1-4		関係機関との協議	1次	「風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律」に関し、防衛省への事前相談を行っているか、事業者の見解をご教示ください。	同法により定められた電波障害防止区域の区域外であることを確認済みですが、今後の配置検討が進み次第、事前相談を行う予定です。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3~4	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。	当社では自治体の公園整備への寄付や植樹活動、コスモグループとしてはアースコンシャスアクト（ゴミ拾い活動）等を行っており、関係自治体や地域住民との対話を通して地域に根差したネイチャーポジティブに係る取り組みを実施してまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	12	図2. 2-1(5)	1次	事業実施想定区域の南及び東側から望む写真がありませんが、今後追加する予定であるのか、事業者の見解をご教示ください。 また、どのタイミングで示すことができるかも併せてご教示ください。	事業実施想定区域の南及び東側は樹林帯であり、撮影に適した場所が見つかりませんでした。 方法書以降の現地踏査や調査時に南及び東側から望む写真が撮影できた場合には、追加する方針です。
2-3	15	(2)事業実施想定区域の設定手順	1次	既設風力発電所を撤去し、新たに別事業として風力発電事業を実施する計画とのことですが、 ①確認になりますが、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月 環境省)に基づいて行う事業ではないという理解でよろしいでしょうか。 ②これまで既設風力発電所を稼働してきた中で、今後のアセスでの調査等において活用できる可能性があるデータは取得されているのか、もしあれば具体的にどのようなデータであるか、ご教示ください。	①本事業はリプレース事業ではなく、新たに別事業として風力発電事業を実施する計画としており、「風力発電所のリプレースに係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」(令和2年4月 環境省)に基づいて行う事業は想定しておりません。 ②これまでの稼働してきた中でのデータの活用可能性は想定しておらず、アセス法に則って今後の現地調査を実施する予定です。
			2次	①審議会で確認した事項ですが、1次質問②の回答について、データの活用可能性を想定していない理由をお示しください。 ②事後調査等のデータがなかったとしても、「礼受牧場畜産館トリム」などにヒアリングを行うことで、景観等に係る情報収集・反映はある程度可能と考えますが、そのような検討はされないのか、事業者の見解をご教示ください。 ③審議会で確認した事項ですが、現状の環境影響評価法では、環境保全措置の内容次第では事後調査を行うことが定められていますが、本事業の事後調査の実施についてどのように検討しているのか、事業者の見解を伺います。	①撤去済みのものを含む既設風力発電所は1997年～2001年に運転開始をしており、定量的な事後調査を実施していないこと、また風車規模が大きく異なることから想定される環境影響も異なると考えているため、現段階ではデータの活用可能性は想定しておりません。 ②事後調査のデータの有無にかかわらず、「礼受牧場畜産館トリム」等の影響が生じる可能性のある施設等については、既設風車の景観等に係る情報収集に努め、事業計画、予測及び評価に反映いたします。 ③事後調査につきましては、環境影響評価法において、環境保全措置の内容や影響の不確実性等に応じて実施が定められていることを踏まえ、今後の影響予測の結果、その予測の不確実性が大きい場合などに事後調査の必要性を検討してまいります。なお、事後調査の具体的な内容については、専門家の助言を得ながら、適切な項目選定や調査手法について、今後の手続きの中で具体化していく方針です。
2-4	16	3)環境保全上配慮が必要な施設及び場所の確認	1次	①図書の記載を踏まえると、風力発電機設置対象外区域として500mの離隔を取った根拠は、事業実施想定区域と最も近い特別養護老人ホームとの離隔が500mだったことであるように読み取れますが、そうであれば根拠として不十分ではないでしょうか。500mの離隔で十分であると判断した理由について、改めて事業者の見解を伺います。 ②環境保全上配慮が必要な施設及び場所として、配慮が特に必要な施設及び住居等については離隔距離を確保したとしていますが、なぜ植生自然度9及び10の区域は確認のみとし、除外の検討を行わなかったのか、事業者の見解をご教示ください。	①「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(令和2年3月、環境省)において、表 3.4-1「陸上風力発電の導入ポテンシャル推計に係る開発不可条件」に、居住地から500m以内の地域では風力発電施設の立地は不可と記載があることから、確実にとるべき離隔として500mを設定しました。方法書以降の調査の結果等を踏まえて適切な離隔距離を検討し、方法書において設定根拠を明記いたします。 ②現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため、ご指摘のとおり植生自然度9及び10が事業実施想定区域に含まれております。方法書以降の現地調査において各群落の組成等に基づき適切に自然度を把握し、改変範囲から除外することを検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-5	16	4)法令に基づく制約を受ける場所の確認	1次	<p>①法令に基づく制約を受ける場所として、鳥獣保護区等、保安林及び農用地区域の分布を確認していますが、これらを確認のみとし、除外の検討を行わなかった理由をそれぞれご教示ください。また、今後、これらの区域の回避を優先的に検討するのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②事業実施区域内に「鳥獣保護区等、保安林及び農用地区域が分布している」とありますが、鳥獣保護区「等」とした理由をご教示ください。</p> <p>③図書P231やP234を踏まえると、土砂災害警戒区域や砂防指定地、山地災害危険地区が事業実施想定区域内に含まれていますが、法令等の制約を受ける範囲として、これらを確認されなかった理由をご教示ください。</p>	<p>①現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、変更の可能性のある範囲を広く考慮しているため、鳥獣保護区、保安林及び農用地区域が事業実施想定区域に含まれております。方法書以降の手続きにおいて事業計画を具体化し、関係自治体、区域管理者との協議を行ったうえでこれらの区域を優先的に回避した事業範囲の絞り込みを検討する方針です。</p> <p>②図2.2-7(1)には、鳥獣保護区を示しているため、「等」については誤記になります。方法書において修正いたします。</p> <p>③現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、変更の可能性のある範囲を広く考慮しているため、ご指摘のとおり土砂災害警戒区域等が事業実施想定区域に含まれております。今後、方法書以降の手続きにおいて現地の状況を確認のうえ、変更範囲から除外することを検討いたします。</p>
			2次	<p>①1次回答①において、鳥獣保護区、保安林、農用地については、関係自治体、区域管理者との協議の上、優先的に回避することを検討しておりますが、現時点で関係者と協議している場合は、その相手方と協議概要についてご教示ください。</p> <p>②1次回答③について、方法書以降の手続きにおいて、土砂災害警戒区域等を改変範囲から除外することを優先的に検討するのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①鳥獣保護区については2025年5月13日に留萌振興局と協議し、現在の利用状況を加味したうえで変更の有無を検討するよう指導を受けています。保安林については2024年12月10日留萌振興局と協議し、具体的な配置案ができた次第再度相談を行うよう指導されています。農用地については2024年11月7日以降、留萌市と継続的に協議し、事業実施想定区域内の農用地区域は現況では農地としての活用がないことを確認しており、具体的な配置案ができた次第再度相談を行うよう調整しています。</p> <p>②ご認識の通りです。現地確認結果を踏まえて配置検討及び輸送路検討を進め、土砂災害警戒区域等を改変範囲から優先的に除外することを検討いたします。</p>
2-6	26	2.2.5 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次	<p>方法書において、風車配置案が土地所有者との協議等を理由として示されない場合がありますが、発電所に係る環境影響評価の手引(p.53)において、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい」とされています。このことを踏まえて、方法書段階で風車配置案を具体的に提示できる見込みか、ご教示ください。</p>	<p>方法書段階において、可能な限り具体的な風車配置案を提示できるよう土地所有者、自治体、許認可権者との協議を進めてまいります。</p>
2-7	28~29	2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間及び工程計画の概要	1次	<p>①本事業の具体的な運転開始時期をお示しください。なお、発電所に係る環境影響評価の手引においても、運転開始時期を記載するとあります。</p> <p>②工事期間のうち、冬季は休工する見込みでしょうか。現時点での想定をご教示ください。</p>	<p>①本事業の運転開始時期は令和14年度～令和15年度を想定しております。</p> <p>②工事期間のうち、積雪の時期である冬季は休工を想定しております。</p>
			2次	<p>1次質問①の回答について、方法書には運転開始時期を明記するのか、ご教示ください。</p>	<p>方法書において、運転開始時期を明記いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-8	29	図2. 2-10	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することではなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p>	<p>①可能な限り在来種を使用した緑化を実施いたします。</p> <p>②施工計画の検討を進め、種子採取・育苗に十分な期間を確保したうえで、専門家に相談し緑化計画を作成いたします。</p>
			2次	<p>1次質問①の回答について、「可能な限り在来種を使用した緑化を実施する」とありますが、外来種はどのような際に使用する見込みなのか、現時点での想定で構いませんので、お示しください。</p>	<p>現時点では具体的な緑化の計画を策定していないため、1次回答の記載方法とさせていただきます。そのため、どのような場合に外来種を使用するかといった見込みも現段階ではございません。専門家の意見や今後の現地調査及び設計検討を通して、緑化計画を策定いたします。</p>
2-9	31	2.2.8 その他の事項	1次	<p>事業実施想定区域の周囲で稼働中及び計画中の他事業について、他事業の情報入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>また、p.245に「他事業との累積的な影響については、事業の進捗や計画熟度に応じて環境影響を受ける可能性のある事業を対象とし、方法書以降の手続の中で検討する。」とありますが、今後、どの項目をどのように検討していく予定かご教示願います。</p>	<p>適宜関係自治体や関係地区へ他事業計画について確認しておりますが、現在は進捗している他事業地との重複は確認できておりません。近隣事業の計画が具体化し、累積的影響が懸念される場合は、他事業者との協議を実施いたします。</p> <p>また、累積的影響については、騒音、風車の影、動物（鳥類）及び景観等が該当する可能性があります。今後本事業における風車配置等の計画熟度を高めつつ、現地調査や予測評価を行う中で、累積的影響が懸念される環境項目を検討する方針です。</p>
			2次	<p>同地域においては、他の事業者が風力発電機の建設を計画していることから、景観への累積的影響が懸念されるので、他の事業者とも調整し、景観への影響の低減を図り、事業を実施してください。</p>	<p>景観への累積的影響について、近隣事業の計画が具体化した段階で他の事業者と情報の共有を行い、景観への影響の低減を図った事業の実施に努めます。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	46 49 50	(3)騒音の状況 (4)振動の状況 (5)その他の大気に係る環境の状況	1次	<p>それぞれの項目において、「調査等の公表資料はない」とのことですが、それぞれどのような資料等を確認した結果、公表資料がないとされたのかご教示ください。</p>	<p>(3)騒音 「環境騒音」については、「北海道ホームページ（騒音・振動の状況）」及び「留明市の環境（令和5年度版）」を確認しました。</p> <p>(4)振動 「環境振動」「道路交通振動」については、「北海道ホームページ（騒音・振動の状況）」及び「留明市の環境（令和5年度版）」を確認しました。</p> <p>(5)その他の大気に係る環境の状況 「超低周波音」については、「留明市の環境（令和5年度版）」を確認しました。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-2	51	3. 1. 2 1)河川及び湖沼の状況 2)湧水の状況	1次	①事業実施想定区域内に河川及び湖沼が存在していますが、河川等を改変する可能性があるのでしょうか。今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川等との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。 ②湧水の状況について、関係市町からヒアリングした結果があればご教示ください。	①事業実施想定区域内に河川及び湖沼が存在していますが、現在の検討では河川等の改変は予定していません。河川への影響が可能な限り小さくなるような施工計画の策定と配置検討を実施いたします。 ②湧水の状況について、留萌市及び増毛町からヒアリングした結果、新たな情報はありませんでした。
			2次	①事業実施想定区域内に含まれている普通河川については、事業の実施により、一級河川や二級河川への影響が想定されますが、今後、事業実施想定区域からの除外を検討されるのか、事業者の見解を伺います。 ②事業実施想定区域内に普通河川が流れているため、風力発電設備など具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水などについて、河川管理者と打ち合わせをしてください。	①一級河川や二級河川において、事業計画の具体化により、河川と改変区域の離隔を確保する、土地を造成する箇所では土砂流出防止柵や沈砂池等を設置する等、事業による環境影響の回避・低減に努めます。 ②風力発電設備等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と協議を実施いたします。
3-3	67	表3. 1-17	1次	No. 21の資料は増補新版が出版されていると思われるので、最新の情報を確認し、以降の動物相などの項目に修正が必要な箇所がないか、ご教示ください。	文献名に誤記がありました。正しい名称は「増補新版北海道爬虫類・両生類ハンディ図鑑(令和4年、徳田龍弘)」になります。修正が必要な箇所はありません。方法書において正しい文献名・発行年に修正いたします。
追加 3-15	71 74	(a)動物の重要な種	1次		
			2次	審議会で確認した事項ですが、 ①ヒグマは天塩増毛地方の地域個体群という理解でよろしいでしょうか。 ②魚類の注目種にイトウが、底生動物の注目種にニホンザリガニが含まれていますが、これらを含む重要種の生息に配慮した調査の実施や風車配置とするのか、事業者の見解を伺います。 ③今後環境省のレッドリストの改訂が見込まれることから、今後の手続きにおいては、その時点での最新の内容を反映して調査を行ってください。 ④コウモリの重要な種が文献調査で示されていますが、これらの分布情報についての文献等での調査も実施していればその内容をお示しください。また、方法書では分布情報についても把握し、図書に掲載するのにかについても、見解をお示しください。	①ご指摘のとおり、ヒグマは天塩増毛地方の地域個体群と認識しております。 ②イトウおよびニホンザリガニを含む重要な種については、方法書以降の手続きにおいて現地調査を実施し、その結果を踏まえて必要に応じて風車配置や環境保全措置を検討いたします。 ③レッドリストの改訂については、今後の手続きにおいて最新の公表内容を確認し、調査計画に反映いたします。 ④コウモリの重要な種に関する文献調査については、いずれの文献も市町村単位等の広域的な分布情報を示すにとどまり、具体的な分布は不明です。なお、方法書段階においては、可能な範囲で分布情報を収集し、具体的な分布が示されている文献が収集できた場合には、図書に掲載することを検討いたします。
3-4	76 111 206	図3. 1-14 図3. 1-28 図3. 2-21	1次	るもつべ憩いの森鳥獣保護区と事業実施想定区域が重複していますが、現時点でどのような改変を想定しているのかご教示ください。また、環境影響をどのように回避、低減されることを想定しているか、事業者の見解をお示しください。	風力発電機の設置及び作業用道路の造成の可能性を想定していますが、環境影響に十分留意したうえで配置検討を進め、改変の有無を精査いたします。また、現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、改変の可能性がある範囲を広く考慮しているため、るもつべ憩いの森鳥獣保護区を含む区域を事業実施想定区域に設定しております。環境影響の回避・低減については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、鳥獣保護区の保全状況や生息環境を把握したうえで、改変を伴う区域からの除外を検討し、必要に応じ専門家の助言を踏まえた適切な措置を講じる方針です。
3-5	77～ 89	b)鳥類の渡りの経路等	1次	事業実施想定区域及びその周辺に、オジロワシやオオワシなどの生息情報が確認されるほか、海ワシ類の集団飛来地の情報により、センシティビティマップの注意喚起レベルA3及びBのメッシュと重複しているほか、ガンカモ類や海ワシの渡りの情報がありますが、これらを踏まえて今後どのようにしてアセスメントにおける調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	事業実施想定区域及びその周辺にはオジロワシやオオワシ等の生息情報があり、ガンカモ類や海ワシの渡りルート等が存在すると考えられるため、今後、夜間の渡りの状況も含めて現地調査を行い、適切な予測及び評価を行う方針です。具体的な内容については方法書において整理する予定です。
			2次	文献調査においては、1次質問で挙げた鳥類のほか、ヨタカやヤマシギなど、夕方から夜間にかけて活動する鳥類の情報が得られていますが、それらの種に対してどのような調査を検討しているのか、また、暗視機器を使った調査等は検討されているのか、現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。	夕方から夜間に活動する鳥類については、現時点では計画初期段階であるため、方法書において、適切な調査手法を選定いたします。暗視機器の使用を含む具体的な調査方法についても、現地状況や専門家の助言を踏まえ、検討いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-6	93～96	図3. 1-24	1次	事業実施想定区域が、植生自然度9であるトドマツミズナラ群落をはじめとした植生自然度9の区域と、ササ群落（IV）をはじめとした植生自然度10の区域と重複しています。 こちらの情報を踏まえ、今後どのようにしてアクセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	今後、現地調査を行い、植生自然度9・10の分布状況を具体的に把握したうえで、適切な予測及び評価を行う方針です。具体的な内容については方法書において整理する予定です。
3-7	121 122	(2)人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、関係市町村や観光協会等へのヒアリングを実施しているのか、実施していればその概要を、していなければしなくてよいと判断した理由をお示しください。 ②オロロンライン・サイクルルート（増毛町～天塩町）は事業実施想定区域内には含まれないのでしょうか。	①人と自然との触れ合いの活動の場の状況について、留萌市及び増毛町からヒアリングした結果、配慮書に記載の地点から追加の要望はありませんでした。 ②事業実施想定区域は、オロロンライン・サイクルルートである国道231号の陸地側で設定したため、事業実施想定区域内には含んでおりません。拡大図を補足資料の図1に示します。
			2次	1次質問①の回答を踏まえると、関係市町村へのヒアリングは実施したようですが、観光協会などの関係機関へのヒアリングは実施していないのでしょうか。実施していればその概要を、していなければしなくてよいと判断した理由をお示しください。	配慮書作成段階では事業計画及び工事計画の初期段階であり、変更の可能性がある範囲を広く考慮し、事業計画の不確実性が高い事から、人と自然との触れ合い活動の場については、文献調査及び関係市町村へのヒアリングを行い地点を選定しました。方法書作成段階において改めて、観光協会のホームページや関係機関へのヒアリングを参考に人と自然との触れ合い活動の場を選定します。
3-8	122	図3. 1-32	1次	るるもっぺ憩いの森について、事業実施想定区域と重複していますが、どの程度重複しているのでしょうか。 本地点の概要を見ると、およそ2.8kmの遊歩道が設置されているなどの記載があることから、ある程度の広がりがあるものと考えますが、点ではなく一定の広がりです示すことはできないか、事業者の見解をご教示ください。	るるもっぺ憩いの森と事業実施想定区域の重複について、るるもっぺ憩いの森の範囲を補足資料の図2に示します。
追加 3-16	131 ～ 144	3. 2. 2 土地利用の状況	1次		
			2次	①事業実施想定区域及びその周囲には、地域森林計画対象民有林があり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受ける必要があるため留萌振興局産業振興部林務課と打合せしてください。 なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。 【新規許可の場合の審議会諮問基準】 (1)開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (2)開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。 （最新の水資源保全地域については別途確認してください。） ②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。 ○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地または採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について農業委員会と十分調整願います。 ○農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないよう配慮願います。 ③事業実施想定区域は、都市地域、森林地域及び農業地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので、留意願います。	①事業実施想定区域及びその周囲には、地域森林計画対象民有林がある事から、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合は、知事の許可を受けるため、留萌振興局産業振興部林務課と打合せを実施いたします。 ②農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮いたします。 ③事業実施想定区域は、都市地域、森林地域及び農業地域に掛かる事から、土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きに留意いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-9	145	3.2.3 (1)水道水の 利用状況 (2)農業用水 及び工業用水 の利用状況	1次	<p>①各項目において、留萌市及び増毛町にヒアリングを行った結果も含めて公表されている資料はなかったということでしょうか。ヒアリングの有無についてご教示ください。また、ヒアリングを実施していなければ今後の実施予定についてもご教示ください。</p> <p>②事業実施想定区域の設定に当たって、留萌市及び増毛町の水道部局、農業団体及び漁業団体とは調整が行われたものかご教示ください。</p> <p>③事業実施想定区域及びその周囲における地下水の利用状況について、関係市町からのヒアリング結果も含めてご教示ください。</p> <p>④事業実施想定区域及びその周辺に農業用水として利用のある河川や農業用水の取水地点の有無についてご教示ください。また、上記河川や取水地点がある場合はその位置を図でもお示しください。</p>	<p>①(1)水道水の利用状況、(2)農業用水及び工業用水の利用状況について、留萌市及び増毛町からヒアリングした結果、新信砂浄水場以外の新たな情報はありませんでした。</p> <p>②事業実施想定区域の設定にあたっては関係自治体各部署との調整を行っています。水道部局、農業団体、漁業団体との調整については配置検討を進め必要に応じて実施いたします。</p> <p>③地下水の利用状況について、留萌市及び増毛町にヒアリングした結果、事業実施想定区域及びその周囲における地下水の利用はありませんでした。</p> <p>④農業用水として利用のある河川や農業用水の取水地点の有無について、留萌市及び増毛町にヒアリングした結果、新たな情報はありませんでした。今後、事業実施想定区域及びその周囲の地区へのヒアリングや現地踏査により情報の把握に努めます。</p>
			2次	<p>①住居等から半径500m以内は風力発電機設置対象区域から除外されているものの、事業実施想定区域内には住居等が存在しているため、土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について確認いただき、飲用井戸が有る場合は水量・水質に影響を及ぼさないよう配慮を行っていただきたいと考えますが、今後の対応について、事業者の見解を伺います。</p> <p>②p.148などの図を見ると、留萌川水系のイトシナイ川が事業実施想定区域周辺にありますが、この河川が事業実施想定区域内に含まれているか、また、農業用水としての利用があるかについてそれぞれご教示ください。また、事業実施想定区域やその周辺の農業用水の取水地点や集水域の把握を行っているのかについてもご教示ください。なお、行っている場合はその内容も図にお示しください。</p>	<p>①土地の改変を行う場所から1kmの範囲内の飲用井戸の利用状況について、改めて関係自治体及び地域住民から飲用井戸の存在や利用状況の情報収集に努めます。飲用井戸が存在する場合は、適切に調査、予測及び評価を行い、水量・水質に影響を及ぼさないような配慮を検討いたします。</p> <p>②留萌川水系のイトシナイ川は事業実施想定区域内に含まれます。農業用水としての利用については、留萌市にヒアリングした結果、情報は得られませんでした。また、取水地点においても、同様に情報は得られていません。なお、事業実施想定区域及びその周囲の集水域を補足資料の図1に示します。</p>
追加 3-17	147 ～ 149	3.2.3 (4)漁業による 利用	1次		<p>①本事業は陸域の風力発電事業であることから、海域への影響は想定されませんが、必要に応じて関係する漁業協同組合等との協議を検討いたします。</p> <p>②ご指摘を踏まえ、信砂川及び事業実施想定区域周辺のさけます増殖河川において、調査及び工事実施による濁水や土砂の流入等について環境影響評価を行う際には、(地独)北海道立総合研究機構水研本部さけます・内水面水産試験場、(一社)留萌管内さけ・ます増殖事業協会と事前に協議し、了解を得ることとなります。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域周辺の沿岸海域には海面漁業権及び定置漁業権が設定されていますので、調査、環境影響評価及び事業実施にあたっては、関係する漁業協同組合等と事前に協議し、同意を得てください。</p> <p>②事業実施想定区域の周辺を流れる信砂川は水産資源保護法に定める保護水面に指定されており、工事実施による濁水や土砂の流入等について環境影響評価を行う際には、(地独)北海道立総合研究機構水研本部さけます・内水面水産試験場と事前に協議し、了解を得て下さい。</p> <p>また、事業実施想定区域周辺の河川では、さけ・ます増殖事業が行われていることから、調査及び事業実施にあたっては以下の関係機関と事前に協議し、必ず同意を得て下さい。</p> <p>○さけます増殖河川 ・ 信砂川、暑寒別川 (一社)留萌管内さけ・ます増殖事業協会</p>	

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-10	199	表3. 2-42	1次	公園の面積のコンマが小数点に用いる記号と同様になっていますので、読み間違いが発生しないよう方法書では修正してください。	ご指摘のとおり、方法書以降では「暑寒別天売焼尻国定公園」の面積を「43,559」haに修正いたします。
3-11	207 ～ 211	2)史跡・名勝・天然記念物等	1次	①国指定の史跡が事業実施想定区域内に含まれています。風力発電機設置対象外区域ではありませんが、道路の拡幅などといった風車設置以外の改変は回避されるのが、事業者の見解をご教示ください。 ②事業実施想定区域内に埋蔵文化財包蔵地が含まれることについて、今後、対象事業実施区域の検討にあたり、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。	①国指定の史跡への改変は回避いたします。 ②今後、対象事業実施区域の検討にあたり、埋蔵文化財包蔵地の具体的な状況（保全状況、規模、面積等）を把握し、改変箇所から極力避けることで、影響の回避を図るとともに、必要に応じて教育委員会の指導を仰ぎ、対応する方針です。
			2次	1次質問①の回答について、 ①当該史跡は人文景観資源としても選定されていますが、史跡のほか、その周囲の改変も回避されるのでしょうか。 ②風力発電機設置対象外区域にある国指定の史跡は改変を回避することですが、なぜ初めから事業実施想定区域に含めないこととできなかったのか、事業者の見解を伺います。 1次質問②の回答について、 ③埋蔵文化財包蔵地を改変箇所から極力避けるとありますが、同地は風力発電機設置対象外区域でもあり、影響を回避出来ない場合はどのような状況を想定しているのか、事業者の見解を伺います。	①史跡及びその周囲の改変も回避する予定です。 ②検討当初は現地状況を精緻に把握できておりませんでしたので、同一円内をひとくくりの事業実施想定区域としていました。方法書にて事業実施想定区域から除外いたします。 ③影響を回避出来ない場合は、搬入路や輸送ルートに使用する既設道路の拡幅により、埋蔵文化財包蔵地を改変する場合を想定しています。
追加 3-18	212 ～ 214	3)景観保全関係	1次		
			2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電機の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の（総合）振興局に事前相談を行うなど、景観法の届出の手續きが円滑に行えるようにしてください。	風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮し、風力発電機の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明等により、相互理解の促進に努めます。 また、周囲との調和を図るために「北海道景観計画」・「北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン」を参考にし、所管の（総合）振興局に事前相談を行う等、景観法の届出の手續きが円滑に行えるように努めてまいります。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-12	215 ～ 229	4)国土防災関係	1次	<p>①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域が存在しているとのことですが、これらの区域を確認した後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の見直しをしなかった理由をご教示ください。</p> <p>②今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。特に、風力発電機を設置する可能性がある範囲内に存在する崩壊土砂流出危険地区について、直接改変をする可能性があるのかをご教示ください。</p> <p>③土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域に関し、関係機関との協議状況をご教示ください。</p>	<p>①現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、改変の可能性のある範囲を広く考慮しているため、ご指摘のとおり土砂災害警戒区域等が事業実施想定区域に含まれております。方法書以降の手続きにおいて、土砂災害等の危険性のある区域について関係自治体、区域管理者との協議を行い回避するように検討いたします。</p> <p>②現段階では崩壊土砂流出危険地区の改変可能性がありますので、関係法規に照らし合わせて、関係自治体、区域管理者との協議を行い、風力発電機の配置検討や道路造成の検討に反映し、可能な限り影響を低減するよう事業を計画いたします。</p> <p>③関係自治体への事前相談を開始しており、今後の事業検討の進捗に応じて適宜協議を進めてまいります。</p>
			2次	<p>①事業実施想定区域の一部及びその周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けて計画してください。やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをしてください。また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要があります。【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】※林野庁所管の保安林におけるものを除く。(1)転用に係る面積が1ha以上のもの。(2)転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となって、保安林の解除を要するもの。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（令和6年3月林野庁）に基づく山地災害危険地区が存在しており、土砂災害等の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討してください。</p> <p>③事業実施想定区域内で土砂災害警戒区域及び海岸保全区域が指定されていることから、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部に確認してください。</p> <p>④事業実施想定区域内には、砂防指定地が指定されていないと記載されていますが、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部に確認してください。</p>	<p>①事業実施想定区域の一部及びその周囲には、保安林に指定されている箇所があるので避けた計画としますが、やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、留萌振興局産業振興部林務課と速やかに打合せを実施いたします。</p> <p>②事業実施想定区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」（令和6年3月林野庁）に基づく山地災害危険地区が存在しており、土砂災害等の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討いたします。</p> <p>③事業実施想定区域内で土砂災害警戒区域及び海岸保全区域が指定されていることから、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部に確認いたします。</p> <p>④事業実施想定区域内には、砂防指定地の指定はないと記載いたしましたが、風力発電設備や工事用道路などの具体的な位置が決定した段階で、留萌振興局留萌建設管理部に確認いたします。</p>
3-13	216	図3. 2-25	1次	<p>事業実施想定区域と土砂流出防備保安林や水源涵養保安林が重複しているほか、土砂崩壊防備保安林や保健保安林も区域と重複しています。今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置の検討に当たり、区域内の保安林について、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。</p>	<p>保安林に係る許認可権者との協議を行い、必要に応じて配置変更や改変の回避等の対応を想定しています。</p>
3-14	243	表3. 2-60	1次	<p>鳥獣保護管理法の名称に誤りがあるので、方法書では適切な記載とさせていただきます。</p>	<p>ご指摘のとおり、方法書において「鳥獣の保護及び『管理並びに』狩猟の適正化に関する法律」に修正いたします。</p>

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	250 252	3)調査地域 4)調査結果	1次	発電所アクセス省令を参考に、騒音及び超低周波音の影響が生じる範囲について、風力発電機設置対象区域から1.0kmとされていますが、一方、p.252の調査結果にも記載があるように、最も近い福祉施設は設置対象区域から約0.6kmの場所に、最も近い住居等は約0.5kmに位置しています。 影響が生じると考えられる範囲を確認した上で、1kmの離隔距離を確保しなかった理由をご教示ください。	「令和元年度再生可能エネルギーに関するゾーニング基礎情報等の整備・公開等に関する委託業務報告書」(令和2年3月、環境省)において、表3.4-1「陸上風力発電の導入ポテンシャル推計に係る開発不可条件」に、居住地から500m未満の地域では風力発電施設の立地は不可と記載があります。現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、変更の可能性のある範囲を広く考慮しているため、確実にとるべき離隔として500mを設定しました。方法書以降の調査の結果等を踏まえて事業範囲の絞り込みを行い、適切な離隔距離を検討いたします。
			2次	1次質問の回答では、現時点では確実にとるべき離隔として500mを設定し、方法書以降の調査結果を踏まえて適切な離隔距離を検討するとありますが、1kmの離隔は確保される想定であるのか、あるいは、1kmの離隔を確保しない場合も想定しているのかご教示ください。 後者である場合は、調査においてどのような結果が得られた場合に、1kmの離隔を確保しなくても良い、とされる見込みであるか、具体的にご教示ください。	離隔距離においては、事業範囲周辺の地形条件を踏まえつつ適切に調査、予測及び評価を行います。風車騒音の指針値を超過しない場合、離隔距離が1km未満に風力発電機を設置する可能性がございます。
4-2	258	(3)評価(騒音及び超低周波音)	1次	複数の配慮が特に必要な施設が風力発電機設置対象区域から2.0kmの範囲に含まれており、そのほとんどが騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法による規制区域内に含まれていると思われませんが、これらの規制区域や指定地域に対する予測及び評価は必要ないでしょうか。	現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、変更の可能性のある範囲を広く考慮しているため、ご指摘のとおり風力発電機設置対象区域から2.0kmの範囲に騒音に係る環境基準の類型指定地域及び騒音規制法による規制区域が含まれております。 事業計画の初期段階であることから風力発電機の配置、基数、型式等は確定していないことに加え、事業範囲を広く考慮していることから、現時点の予測及び評価は大きな不確実性を伴う可能性がございます。 よって、今後の手続において当該指定地域及び区域の住居等に環境影響が生じる懸念があると考えられる場合、調査、予測及び評価の実施を検討いたします。
4-3	258 317	方法書以降の手続き等において留意する事項、総合評価(騒音)	1次	予測結果に応じて必要な環境保全措置を検討する、とありますが、具体的にはどういった保全措置が考えられるでしょうか。現時点の事業者の想定をお示しく下さい。	騒音及び超低周波音の環境保全措置について、以下の内容を想定しております。 ・風力発電機の配置位置は、可能な限り住居等から離れた場所を選定する。 ・風力発電機の適切な点検、整備を実施し、性能維持に努め、騒音または超低周波音の原因となる異常音等の発生を低減する。 ・住民から苦情等が発生した場合は、個々に状況を確認し、必要に応じて対策(二重サッシの設置等)を講じる。
4-4	266 317	方法書以降の手続き等において留意する事項、総合評価(風車の影)	1次	予測結果に応じて必要な環境保全措置を検討する、とありますが、具体的にはどういった保全措置が考えられるでしょうか。現時点の事業者の想定をお示しく下さい。	風車の影の保全措置について、以下を想定しております。 ・風力発電機の設置位置は可能な限り住居等から離れた場所を選定する。 ・住民から苦情等が発生した場合は、個々に状況を確認し、必要に応じて対策(遮光カーテンやブラインドの設置等)を講じる。
			2次	騒音とは異なり、風車の影については、太陽高度や現地の遮蔽物を調査することにより精度が高く予想可能と思いますが、単純に離隔距離をとるだけでなく、予測調査に基づき適切な配置をすることが重要と思いますが、事業者の見解を伺います。 また、カーテンやブラインドの設置・運用による住民側に負担を強いることは円滑な事業運営のためにも避けるべきであり、そもそも影の影響がないように設置することが重要と思いますが事業者の見解を伺います。	風車の影による影響は、風力発電設備からの距離のほか、風力発電設備からの方位、風力発電設備との間の地形、住居周辺の植生及び建物の状況等によるため、離隔のみで影響を判断せず、予測調査に基づき適切な配置計画を検討いたします。 また、可能な限り住民側の負担を避けた環境保全措置を検討(調査、予測及び評価結果を踏まえ、指針値を超過する等重大な影響が認められる場合、風力発電機の稼働制限を含めて適切な対応を検討)し風車の影による影響の回避・低減に努めます。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-5	267	4.3.3 動物 4)調査結果 (a)動物の重要な種の生息状況	1次	「主な生息地」が、風力発電機が存在及び稼働により「影響を受ける可能性がある生息環境」と「影響を受ける可能性が低い生息環境」の2つに分類されていることについて、後者の「可能性が低い」分類については、「可能性はゼロではない」と読めますが、影響への調査を進められるのでしょうか。それとも「影響を受ける可能性がある生息環境」についてのみ調査を進めるのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では工事計画の初期段階であるため、風力発電機が存在及び稼働による影響について調査、予測及び評価を実施しましたが、方法書段階では工事中の影響も含め、「影響を受ける可能性が低い生息環境」とした環境も適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
追加 4-21	268 ～ 273	表4.3-7～13	1次 2次	事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	ご指摘を踏まえ、方法書以降の手續きにおいて、事業計画が天然記念物鳥類に対して文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家もしくは所管する部署から意見聴取いたします。また、保存に影響を及ぼす行為と判断した場合は、文化庁と協議を行い、適切に対応いたします。
4-6	270	表4.3-9	1次	オジロワシ及びオオワシについて、主な生息地に樹林地が選択されていませんが、ねぐらとして樹林地を使用する可能性はないでしょうか。	ご指摘のとおり、方法書段階ではオオワシ及びオジロワシの主な生息環境に樹林地を追加いたします。
4-7	270 ～ 273	表4.3-9～13	1次	主な生息地「河川・池沼」は、「影響を受ける可能性が低い生息環境」に分類されていますが、事業実施区域想定内には河川及び礼受沼が含まれており、設置位置を尾根部に絞ることになったとしても、下流域として影響を受ける可能性があると考えます。また、現段階では風力発電機設置対象外区域に含まれていないことから、水域に風車を設置する可能性もあるのではないのでしょうか。これらのことを踏まえ、河川・池沼に関する予測及び評価が必要と考えますが、事業者の見解をご教示ください。	配慮書段階では工事計画の初期段階であるため、風力発電機が存在及び稼働による影響について調査、予測及び評価を実施しました。また、風力発電機は尾根部に設置し、水域に設置する計画はないことから、「河川・池沼」は、「影響を受ける可能性が低い生息環境」に分類しました。一方、方法書段階においては工事中の影響も含め、河川及び礼受沼への影響についても適切に調査、予測及び評価を実施いたします。
4-8	275 ～ 277 289	表4.3-14、19	1次	①専門家等へ意見聴取した分類群が鳥類及び哺乳類のみとなっており、哺乳類に関しては1名のみとなっています。専門家によって専門分野は様々であり、見解が異なる可能性もあることから、複数の専門家にヒアリングを実施することによって、広く情報収集するのが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②動物の専門家へのヒアリング対象が鳥類、哺乳類及び植物となっていますが、他の分類群についても聴取する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書段階では供用後の影響について特に留意が必要な分類群として哺乳類、鳥類及び植物を対象にヒアリングを実施しており、その他分類群に関する情報は既存資料整理のみの把握としています。方法書以降（方法書作成段階を含む）の手續においては、工事の影響も含めて各分類群において専門家等へのヒアリングを実施する予定です。 ②ご指摘を踏まえ、環境影響をより網羅的に把握するため、哺乳類、鳥類及び植物以外の分類群についても、当該分類群の専門知見を有する複数の専門家へのヒアリングの実施を検討いたします。
4-9	275	表4.3-14(1)	1次 2次	①ハチクマについては養蜂場の存在に留意する旨の記載がありますが、今後、どのようにして養蜂場の有無を確認する予定なのか、事業者の見解をご教示ください。 ②鳥類研究者二名から、オジロワシの営巣に留意するよう意見が出ていますが、このことを受けて、今後の調査方法にどのように反映させる見込みか、現段階での想定をご教示ください。	①空中写真や地元への聞き取り等から養蜂場の存在を把握するほか、ハチクマの採餌行動に留意して現地調査を行います。 ②現地調査において営巣地が確認された場合には、事業地との位置関係を踏まえ、影響の予測・評価を行い、必要に応じて風力発電機の配置見直しや区域の絞り込みを検討し、専門家の助言を得ながら、影響の回避・低減に努めてまいります。
			2次	「平成24年度 海ワシ類における風力発電施設に係るバードストライク防止策検討委託業務報告書（環境省）」をはじめとした先行研究等にて、海岸段丘付近における海ワシ類の衝突リスクが高いことが示されており、営巣のほか、衝突リスクにも留意する必要があると考えますが、方法書段階ではどのような区域の絞り込みを検討する予定か、事業者の見解をご教示ください。	方法書段階においては、現地調査結果の整理を通じて、海岸段丘付近における海ワシ類の利用状況を把握し、営巣地や飛翔経路に加えて衝突リスクにも留意しながら、区域の絞り込みを検討いたします。具体的な範囲や条件は、現地調査および既存情報の整理結果、並びに専門家の助言を踏まえて決定する方針です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-10	276	表4. 3-14(2)	1次	<p>①専門家等の指摘を踏まえて追加した収集文献はどれになるのか、参考にご教示ください。</p> <p>②エゾシカの死骸及びサケに海ワシ類が集まるとの意見があることから、エゾシカの行動やサケの生息状況に関するヒアリング等も有効であると考えられますが、調査手法の検討にあたり、専門家意見をどのように反映させるのか、現段階での想定をご教示ください。</p> <p>③既設風車に関する事前の死骸状況調査を行った上での予測及び評価の実施を専門家から求められていますが、既に撤去済みの風力発電機を含め、既設風力発電機での死骸状況について、現時点でどの程度の情報が収集できているのかご教示ください。</p>	<p>①専門家からのご指摘により、以下の文献を追加いたしました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「留明市街周辺の野鳥 北海道野鳥だより103号」(留明市街周辺の野鳥リスト)(1996、北海道野鳥愛護会) ・「国土交通省河川水辺の国勢調査 河川環境データベースシステム 北海道地方」(留明川の調査結果を抽出) <p>②エゾシカの出没状況や駆除・死骸処理の実態、また河川や沿岸部におけるサケの遡上・漂着状況等を把握できるよう、地域の猟友会や漁業関係者、自治体担当者等へのヒアリングを検討いたします。これらの情報を、海ワシ類の採食場の特定の予測等に活用し、風力発電機の配置検討や影響評価に反映させることを検討いたします。</p> <p>③既に撤去済みの風力発電機を含め、既設風力発電機での死骸状況について、死骸発見日時、種名、発見状況等の情報を保管しております。</p>
			2次	<p>質問番号2-3に関連しますが、1次回答③のとおり既設風力発電機での死骸状況についての情報を保管しているのであれば、こちらの情報を鳥類の調査計画を検討する際の参考とすることも有効と考えます。本情報を今後のアセス調査に活用できる可能性はないのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、既設風力発電機での死骸状況についての情報を鳥類の調査計画を検討する際の参考とし、今後のアセス調査に活用できる可能性がないか検討いたします。</p>
4-11	277	表4. 3-14(3)	1次	<p>哺乳類の専門家から、コウモリのねぐら環境に注目した調査を行うことが望ましいとの意見があり、それに対し調査を実施する旨対応方針が示されていますが、どのような調査手法が見込まれるでしょうか。現段階での想定で構いませんのでご教示ください。</p> <p>また、専門家からは、ねぐらの例として廃線となった鉄道のトンネルや、巨礫が多そうな場所が挙げられていますが、現時点で把握している箇所があるかどうかについてもご教示ください。</p>	<p>調査時には洞穴、廃トンネル、巨礫地等ねぐらとして利用される可能性のある環境の確認も併せて行うことを想定しております。また、廃線トンネルや巨礫地については、現時点で事業実施想定区域内に該当する箇所の有無は把握しておらず、今後、地形図や空中写真等を用いて情報収集を進め、調査対象箇所の抽出に活用してまいります。</p>
			2次	<p>コウモリのねぐらとして利用される可能性のある環境の把握に際しては、土地勘を有する人からのヒアリングが有効的かと思いますが、自治体や専門家へヒアリングを行う予定はあるでしょうか。</p> <p>また、ねぐら環境の具体的な調査手法について、現段階での想定で構いませんのでご教示ください。</p>	<p>コウモリのねぐらとして利用される可能性のある環境については、方法書において、自治体や専門家へのヒアリングを検討いたします。</p> <p>具体的な調査手法については、現地状況や専門家の助言を踏まえ、洞穴、廃トンネル、巨礫地等の潜在的なねぐら環境の確認を含めた調査方法を適切に選定する方針です。</p>
4-12	283	3)方法書以降の手続等において留意する事項(動物)	1次	<p>①「重要な動物の生息情報を現地調査等により把握」とありますが、方法書段階では踏査ルートは示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査ルートを明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②「渡り鳥にも留意し、移動ルートを把握できるように現地調査を実施する。」とありますが、方法書段階では風車設置が想定される箇所の地上視野が網羅できるよう調査地点を設定されるのでしょうか。移動状況を適切に把握できるよう調査地点を設定することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げていますが、事業による改変の回避も含めて検討されるのか、見解を伺います。</p>	<p>①方法書では、調査方法ごとの調査地点、踏査ルートを明示した図面を作成し、お示しする方針です。</p> <p>②方法書段階では風車設置が想定される箇所の地上視野が網羅できるよう調査地点を設定し、移動状況を適切に把握できるよう調査地点を設定することを検討いたします。</p> <p>③検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げましたが、事業による改変の回避も含めて検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-13	289	表4. 3-19	1次	<p>①専門家の意見を受け、ササの開花状況や大径木に留意して調査を行うとのことですが、ササの開花状況を踏まえ、どのような調査を行い、予測及び評価を実施する予定としているのか、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。</p> <p>②専門家から「踏査ルートを事前にしっかりと計画することが望ましい」と意見がありますが、方法書段階では踏査ルートやコードラートといった調査地点は示されるのでしょうか。適切な調査手法となっているのか確認するために調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>③専門家の意見の最後に、急斜面にパッチ上に見られるヒメヤシヤブシートニウツギ群落に関する意見があります。こちらを踏まえると、改変を回避することが望ましいと考えますが、回避に係る検討状況について、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①ササの開花状況については、文献等から事前に情報収集を行い、それに伴う植生の変化について可能な範囲で把握する予定です。また、大径木については調査で確認した場合に適宜位置等の情報を記録することを想定しております。</p> <p>②方法書では、踏査ルートや調査地点を明示した図面を作成し、お示しする方針です。</p> <p>③現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であるため、改変の可能性がある範囲を広く考慮して事業実施想定区域を設定しておりますが、今後、方法書以降の手続において現地調査を実施し、当該群落の分布状況や生育環境を詳細に把握したうえで、改変の回避に向けた区域の絞り込みを検討いたします。</p>
4-14	291	表4. 3-20	1次	<p>主な生育環境の一部が風力発電機の影響を受ける可能性がある種について、樹林地に関しても「影響を受ける可能性がある」と予測される必要はないのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>ご指摘のとおり、方法書段階では主な生育環境の一部が風力発電機の影響を受ける可能性がある種について、樹林地に関しても「影響を受ける可能性がある」と予測を追加いたします。</p>
4-15	292	(3)3)方法書以降の手続等において留意する事項(植物)	1次	<p>①p. 289の専門家意見で、二次林の代表種とされるミズナラについて、「極相林の構成樹種にもなるため、極相林に向かって更新が進んでいる森林については改変を避けることが望ましい」との意見があり、これを踏まえると、植生自然度が高くない二次林であっても現地の状況によっては改変を避けるべきと考えますが、事業者の見解を伺います。また、事業実施想定区域のもっとも広い面積をミズナラを含む植生が占めていることを踏まえ、本意見をどのように調査手法及び設置場所の選定の検討に反映させていく見込みが、現段階での想定をご教示ください。</p> <p>②検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げていますが、事業による改変の回避も含めて検討されるのか、見解を伺います。</p>	<p>①ご指摘のとおり、森林の更新過程において極相に向かっている場合には、改変を慎重に検討すべきと認識しております。事業実施想定区域においても、ミズナラを含む植生が広く分布していることから、今後の方法書以降の手続においては、現地調査により植生の構成や更新状況を把握し、特に、極相林への遷移が認められる区域については、専門家の助言を得ながら、風力発電機の設定位置の選定において改変の回避または低減を図るよう検討いたします。</p> <p>②検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げましたが、事業による改変の回避も含めて検討いたします。</p>
4-16	299 319	(3)3)方法書以降の手続等において留意する事項(生態系)	1次	<p>①留意する事項において、鳥獣保護区である「るるもっぺ憩いの森」についての記述がありませんが、環境影響の回避、低減に向けてどういった対応を検討されていますでしょうか。現時点の事業者の見解をお示しください。</p> <p>②検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げていますが、事業による改変の回避も含めて検討されるのか、見解を伺います。</p>	<p>①現時点では事業計画及び工事計画の初期段階であり、改変の可能性がある範囲を広く考慮しているため、るるもっぺ憩いの森鳥獣保護区を含む区域を事業実施想定区域に設定しております。環境影響の回避・低減については、方法書以降の手続きにおいて、現地調査を実施し、鳥獣保護区の保全状況や生息環境を把握したうえで、改変を伴う区域からの除外を検討し、必要に応じて専門家の助言を踏まえた適切な措置を講じる方針です。</p> <p>②検討する環境保全措置として「土地改変及び樹木伐採の最小限化」等を挙げましたが、事業による改変の回避も含めて検討いたします。</p>
			2次	<p>るるもっぺ憩いの森鳥獣保護区について、</p> <p>①審議会でも確認しましたが、最初から事業実施想定区域から除外しなかった理由について、具体的にお示しください。</p> <p>②1次質問①の回答について、「鳥獣保護区の保全状況や生息環境を把握したうえで、改変を伴う区域からの除外を検討」とあり、鳥獣保護区が必ず除外されるわけではないと読めますが、鳥獣保護区の保全状況や生息環境がどのような状態であることが把握できた場合には、改変区域となる可能性があるのか、ご教示ください。</p> <p>③今後、対象事業実施区域を検討していく中で、区域からの除外を優先的に検討するのか、事業者の見解を伺います。</p>	<p>①資材搬入路としての利用を含めて配慮書作成段階では広く事業実施想定区域を設定いたしました。</p> <p>②鳥獣保護区に指定された時期から保護目的としていた鳥獣が生息しなくなった等生息状況が大きく変わっている場合等で、かつ関係機関から改変の許可を得た場合を想定しています。</p> <p>③地域の環境学習の場として利用されていることを確認したため、今後のるるもっぺ憩いの森は対象事業実施区域から優先的に除外することを検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加 4-22	302	図4. 3-10	1次	①暑寒別天売焼尻国定公園は垂直見込角1度以内で視認できる範囲に含まれているのか、図を用いてご教示ください。	①垂直見込角1度以内で視認できる範囲を補足資料の図2に示します。垂直見込角1度以内の範囲に暑寒別天売焼尻国定公園が一部含まれます。
			2次	②本事業は、規模（高さ）が大型である上に、事業実施想定区域内には含まれていませんが、暑寒別天売焼尻国定公園が近接しているため、本事業の実施により景観への影響が懸念されます。これらの影響についてp. 311に記載されているフォトモニタージュ手法などで影響を予測し、自然公園区域から十分な離隔距離を確保するなど景観への影響を回避又は極力低減すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	②今後の手続きにおける事業範囲の絞り込み、地形条件、樹林の存在により、暑寒別天売焼尻国定公園から視認できる風力発電機の垂直見込角は1度未満になると想定されるため、環境影響は小さいと史料いたします。
4-17	304	図4. 3-11	1次	事業実施想定区域内やその周辺の地区の居住実態を踏まえ、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を眺望点として追加する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	方法書の手続きにおいて、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を身近な景観として追加する方針です。
4-18	308 311	5)予測結果 2)評価結果 (景観)	1次	「礼受牧場（礼受牧場畜産館トリム）」及び「旧留萌佐賀家漁場」が風力発電機設置対象区域内に存在すると記載されていますが、図4. 3-10や11、14では事業実施想定区域内ではあるものの、風力発電機設置対象外区域に位置しているように見えます。どちらが正しい情報であるか明示していただくとともに、必要に応じて修正内容をお示しください。	本文中の「風力発電機設置対象区域内」の記載と図の位置関係について、ご指摘のとおり違いが生じています。図の位置が正しいため、方法書において本文を「事業実施想定区域内（対象事業実施区域内）」に修正いたします。
4-19	311	2)評価結果 (景観)	1次	①「礼受牧場（礼受牧場畜産館トリム）」からの垂直見込角が35.8度と非常に大きい値となっており、もし既設風力発電機周辺に新設する風力発電機を設置する場合、配慮書段階と同等の垂直見込角になることが想定されますが、垂直視野角がどの程度になるまで低減することを想定しているのか、それとも、垂直視野角が大きくても一定の条件を満たすことで影響を低減することが可能と考えているのか、事業者の見解をご教示ください。	①現時点では事業計画の初期段階であることから、各主要な眺望点から風力発電機設置対象区域が最も近い距離において、風車の全高が視認できると仮定した条件で、垂直見込角を算出しています。なお、「礼受牧場（礼受牧場畜産館トリム）」と既設風力発電機周辺に新設する風力発電機の間には樹林が存在するため、将来の風力発電機の垂直見込角は小さくなる見込みです。方法書以降の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施し、影響を把握いたします。
			2次	②主要な眺望景観の変化の程度において、フォトモニターの作成を行い影響を適切に予測するとありますが、具体的な手法として、地域住民や観光客、関係団体へのアンケート調査等を想定されているのでしょうか。ご教示ください。	②フォトモニターを作成した際に、地域住民や施設管理者等の関係者へ提示し、得られた感想や意見を踏まえて影響を予測及び評価する方針です。
				①p. 309の表4. 3-26には、風力発電機の事業実施想定区域までの最短距離は約0. 3kmから約15. 0kmとの記述があり、想定されている風力発電機の最大高さ216mと仮定した場合の垂直見込角は0. 8度から35. 8度と予測していますが、この垂直見込角による鉄塔の見え方と実際の見え方が異なる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える際は、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。	①主要な眺望景観の変化の程度に係る予測において、それぞれの地域の景観の保全を考える際は、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮いたします。
				②フォトモニター作成時は、風力発電機が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング毎に四季（春期・夏期・秋期・冬期）を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）で撮影した写真で複数枚作成してください。	②フォトモニターは、風力発電機が視認しやすいように極力晴天の日に撮影した写真を用いる方針です。また、眺望点やゾーニング毎に、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm（35mmフィルム換算）程度で撮影した写真で作成いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-20	315	2)評価結果 (人と自然との 触れ合いの 活動の場)	1次	<p>①事業実施想定区域と「るるもっぺ憩いの森」が重複しており、改変を受ける可能性があると予測していますが、改変による影響のほか、施設が存在により、本地点にどのような影響があると考えているのか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②①の回答も踏まえ、どのような環境保全措置を取ることによって影響を回避・低減できると考えているのか、現段階の想定で構いませんので、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①施設の存在による影響としては、施設利用時における騒音及び風車の影の影響を想定しております。</p> <p>②環境保全措置については、以下を想定しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風力発電機の配置位置は、可能な限り人と自然との触れ合いの活動の場から離れた場所を選定する。 ・事業の実施に伴う土地の改変面積を最小化する。
			2次	<p>るるもっぺ憩いの森は、「地域住民の森林レクリエーションの場として開設」とあることから、設置目的に配慮し、面積の最小化ではなく、遊歩道とその周辺植生の改変の回避を前提とした環境保全措置を検討する必要があると考えますが、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>るるもっぺ憩いの森については地域の環境学習の場として利用されていることを確認しています。今後、事業計画の具体化により、るるもっぺ憩いの森の遊歩道とその周辺植生の改変の極力回避に努めます。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		
			2次		